

9月19日本会議 審査報告、閉会

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

**○的野信之議長** これから本日の会議を開きます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

**○岡崎邦博町長** 「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託について」行政報告をいたします。

昨今の消防行政を取り巻く状況は、災害の多様化、大規模化に伴い、消防・救急サービスに対する住民ニーズはより専門的で高度化し、多様化してきております。その一方で、厳しい地方財政の中で、行財政の効率化も同時に求められており、消防行政はその両面において対応を迫られている状況であり、消防庁では「消防の広域化」の一つの手段として消防事務の性質に応じ一部の事務について連携・協力をする必要があると示しております。これまで、飯塚地区消防本部と直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部は、消防本部ごとに消防指令システムを整備し運用してきましたが、先に述べた課題に対応する必要性が高まったことから、直方市消防本部との広域化を検討している中ではありますが、両消防本部で更新時期を迎える消防指令システムの共同運用を先行して行うことにより災害情報を一元的に把握し、効率的・効果的な応援体制の確立による広域的な災害対応能力の向上や、経費の削減、人員の効率的な配置を可能とするため、直方・鞍手広域市町村圏事務組合から飯塚地区消防組合へ消防指令業務に関する事務を委託するものであります。今回の共同運用における具体的な効果としましては、両消防本部は管轄地区が隣接することから、飯塚市・嘉麻市・桂川町・宮若市・小竹町・鞍手町の災害情報を一元化し消防相互応援協定に基づく迅速な応援出動が可能となり、消防サービスの向上につながります。また、財政的な効果といたしましても、消防指令システムを各消防本部で単独整備する場合と比較して施設整備や運用に係るコストの全体的な軽減が見込まれるとともに、国が掲げる消防の連携・協力の推進に沿った取り組みであるため、国の有利な財政措置を活用することができ構成市町の財政負担の軽減にもつながるものであります。なお、令和6年9月2日に直方・鞍手広域市町村圏事務組合議会及び同年9月5日に飯塚地区消防組合議会において消防指令に関する事務委託の議案が可決され、9月12日に共同運用調印式が執り行われております。運用開始については、令和8年4月1日を予定しております。以上、「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託について」の行政報告を終わります。

**○的野信之議長** 以上で行政報告を終わります。これより日程に入ります。日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第55号を議題とします。本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。許斐英幸決算特別委員長。

**○1番（許斐英幸議員）** 決算特別委員会の議案審査報告をいたします。只今議題になりました、

議案第55号 令和5年度一般会計決算認定について、鞍手町が抜けたということですか。失礼しました。もう一度やります。議案第55号 令和5年度一般会計決算認定について、9月17日当委員会を開催し、全員出席のもと審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告します。尚、全員で構成する決算特別委員会ですので、審査の経過については省略いたします。当委員会は、慎重審議の結果、当提案どおり、原案を賛成多数で認定いたしました。以上。

○2番（田中二三輝議員） 議長。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 只今の報告で議案名が間違っていました。正しく報告させるよう指導してください。

○的野信之議長 わかりました。議案名が間違っているとの指摘がありましたので、決算特別委員長の審査報告を再度求めます。許斐英幸決算特別委員長。

○1番（許斐英幸議員） すいません。何べんもすいません。もう一度やり直します。決算特別委員会の議案審査報告をいたします。只今議題になりました議案第55号 令和5年度一般会計決算認定について…。歳入採決について…。

○3番（星正彦議員） 議長。休憩して。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時10分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時11分 ——

会議を再開します。

○1番（許斐英幸議員） どうも申し訳ないです。何べんもやり直して情けないなと思いますけど、指摘がありましたので、もう一度やり直します。

議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定について、9月17日当委員会を開催し、全員出席のもと審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告いたします。尚、全員で構成する決算特別委員会です、審査の経過については省略いたします。当委員会は、慎重審議の結果、当提案どおり原案を賛成多数で認定いたしました。以上。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第55号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第55号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第55号「令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数です。)

挙手多数です。よって議案第55号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第61号から日程第4 議案第63号までの3件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○6番(新谷留晴議員) 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。只今議題となりました議案第61号から63号まで令和5年度決算認定3議案について、9月13日に当委員会におきまして、審査を行いましたので一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第61号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で認定されています。議案第62号および議案第63号について、同様に慎重審議の結果、両議案ともに当局提案どおり全会一致で認定されました。以上。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第61号「令和5年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号「令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号「令和5年度鞍手町 下水道事業会計 決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第5 議案第56号から日程第9 議案第60号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○13番(篠原哲哉議員) 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第56号から議案第60号までの令和5年度決算認定5件について、9月12日に当委員会で審査を行いましたので一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第56号について、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で認定いたしました。

次に、議案第57号について、同様に慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定されました。

次に、議案第58号及び59号について、同様に慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で認定いたしました。

次に、議案第60号について、同様に慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。以上です。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第56号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第57号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第58号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第59号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第60号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第56号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第59号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第60号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第56号「令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号「令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号「令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号「令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号「令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第10 議案第47号から日程第16 議案第64号までの7件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○6番(新谷留晴議員) 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。只今議題となりました議案第47号から議案第64号まで7議案について、9月13日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第47号は、役場新庁舎に設置する多目的ホール及び健康増進室を町の業務に支障がない範囲で、町民等の使用に供することについて、新たに当該使用に関し必要な事項を定めるものとし条例を定めるものです。執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。主な質疑の内容として、使用料に関し町内の方、町外の方の判断はどこですのかということに対し、登録時のID発行時に確認するとの答弁がありました。また休日の管理はどのようになるかについて、新庁舎においては執務室以外は午後10時まで施設の開放、多目的ホール及び健康増進室は片付け等の時間なども考慮して、午後9時30分と考えているとの答弁がありました。管理については宿直の警備員を配置するとの回答がありました。また業務中の騒音対策として、防音使用の設計対策又は町の業務に支障がない範囲で使用に供することとなり、支障がある場合は許可しないとのとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第48号は、総合福祉センターが持つ保健福祉機能を役場新庁舎に移転し、現行の勤労者ふれあい棟の名称を変更し、引き続き体育施設として管理していくこととし、新たに当該施設の設置及び管理に関して条例制定を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第49号は、鞍手地区都市再生整備計画における鞍手地区公園として、文化体育総合施設内に公園が整備されたことにより、新たに当該公園の管理に関し必要な事項を定めるものとして条例制定するものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第50号は、役場新庁舎の建設に伴い掲示場の位置の変更が生じるため、条例の一部について所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第51号は、体育施設及び公民館の使用料の減免規定の見直し、また公民館内部改修により施設名称の変更の必要があるため、条例の一部について所要の改正をするものです。執行部より詳細説明を受け質疑に入りました。主な質疑は減免の具体的内容について、執行部の答弁は福祉センターの閉鎖に伴い社会福祉協議会・老人クラブ・ボランティア連絡協議会等が公民館に移られるので、会議等も公民館の中で行われるので減免規定を改正し、その団体が使用できるよう改正を行うこととしての回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第52号は、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第64号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度分の固定資産税の課税免除申請が企業4社から提出されたことにより、課税免除措置を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上です。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第47号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第48号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第49号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第50号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第51号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第52号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第64号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第47号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第48号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第49号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第50号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第51号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第52号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第47号「鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決で

あります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって…。(挙手の仕方にばらつきがあったため)

もう一度お伺いします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はもう一度挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「鞍手町公告式条例の一部を改正する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設置 及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和6年度鞍手町 一般会計補正予算 第2号」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第17 議案第53号から日程第19 議案第44号までの3件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○13番(篠原哲哉議員) 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第53号から議案第44号までの3件について、9月12日に当委員会で審査を行いましたので一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第53号および54号の2件については、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり2議案とも全会一致で可決いたしました。

次に、議案第44号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い当広域連合規約の一部を変更するため、関係市町村と協議することについて議会の議決を求めるものです。執行部により詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑としてマイナンバー保険証については、施設に入って申請に來れない方など、身動きが取れない方々に対する対応はどのようになるのかということに対して、執行部の答弁はマイナ保険証はマイナンバーカードと保険証を一体化するというもので、基本的にはマイナンバーカードを作っていただくが、住民係でマイナンバーカードの出張申請を行っている中で、施設に入所されている方については、町内であれば職員が施設に伺いマイナンバーカードの受付を行い、

それと同時にマイナンバー保険証の普及に努めていきたいとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。以上でございます。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第53号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第54号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第44号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第53号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第54号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第44号について、討論はありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員)　議案44号に対し、反対の立場で討論いたします。

1つ根本であるマイナンバーカードは、任意であり強制されるものではない。

2つマイナ保険証には多くの問題点があるが、未だに解決していない。

3つマイナ保険証は全ての医療、介護関係施設で使用可能となっている状況である。もう一度言いなおします。3つマイナ保険証は全ての医療、介護関係施設で使用可能となっていない状況である。

4つ令和5年9月21日に鞍手町議会は保険証の存続を求める意見書を各関係大臣に提出している。よって鞍手町議会が提出している意見書の内容と相反する理由で議案第44号に賛同は出来ない。以上、反対討論します。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に対し、反対の立場で討論いたします。

本議案は令和6年12月2日以降、現行の保険証が発行されなくなることに伴い福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要が生じ、関係市町村と協議するものである。現行の被保険者証が発行されなくなることに対し高齢者や障害を持つ人、自らの意思表示ができない高齢者等を介護する家族や介護関係者らは代わりに発行される資格確認証の記載内容など不明な点があまりにも多く、この激変に大きな不安を感じております。なお、昨年の9月定例会において陳情第5号「健康保険証の存続を求める意見書」の採択についての陳情書を採択し、鞍手町議会は政府が現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させたことに伴いマイナ保険証に関する重大なトラブルが続出したことを重く受け止め、誰もが安心して保健医療を受けられるよう健康保険証の廃止を行わないことを求め、健康保険証の存続を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出しております。このことを十分に理解し被保険者証が発行されなくなることに起因する議案第44号に賛成する要因は微塵もない。鞍手町町民の平穏な日々を守るために本議案に反対の意思表示をし、国に対しこの愚かな制度の早急な見直しを訴え反対討論とする。以上。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に対し、賛成の立場で討論します。

議案第44号について、国は特定の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に法律等の一部を改正し、本年12月2日からマイナ保険証に移行することを決定したところで、これにより検診や服薬の情報が共有され、より安心して適切な医療を受けることが可能になることや窓口での医療費負担の軽減のほか負担限度額確認や退職、引っ越しによる手続きなども容易になるなど、被保険者、住民にとって多くのメリットがあり、また医療機関のデジタル化が進むことにより医療従事者等の業務負担軽減に繋がることが期待されます。今回の後期高齢者医療広域連合規約の変更は、本年12月2日に迫ったマイナ保険証への移行に対応するべく、広域連合が処理する事務に関する規定を改正しようとするものであり、今後、医療DX、デジタルトランスフォーメーションを構築し、誰もが安心して適切な医療を受けられる環境整備に繋がることが期待して、議案第44号に賛成するものであります。以上の賛成討論を終わります。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第53号「令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程20 「意見書第2号」を議題とします。提出者を代表して6番議員 新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。6番議員 新谷留晴議員。

○6番(新谷留晴議員) 意見書第2号を提案いたします。意見書第2号 「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」別紙意見書案を提出する。令和6年9月19日提出。提出者、鞍手町議会議員新谷留晴同じく篠原哲哉。提案理由、地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○的野信之議長 お諮りします。意見書第2号は質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑・討論を省略します。これから採決を行います。意見書第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第20「閉会中の継続事件」を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査にすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第4回定例会を閉会します。

—— 閉会 13時51分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的 野 信 之          

議員           星 正 彦          

議員           宇 田 川 亮